

第4期岸和田市障害福祉計画(概要版) 平成27年3月

～岸和田市障害者支援課～

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行に伴い、「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられ、平成19年3月に「第1期岸和田市障害福祉計画」を策定しました。

「障害福祉計画」の計画期間は3年となっていることから、平成20年度に「第2期岸和田市障害福祉計画」を策定しました。平成23年には「障害者基本法」が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受けける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、平成18年に国連において採択された障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

こうした動きの中で、「第2期岸和田市障害福祉計画」が平成23年度で終了することから、平成24年3月に「第3期障害福祉計画」を策定しました。

平成24年には、「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が成立し、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害及び精神障害の特性に応じた障害区分の適切な配慮などの改正が行われました。

今回、「第3期障害福祉計画」が平成26年度で終了することから、平成27～29年度までを計画期間とした「第4期岸和田市障害福祉計画」を策定し、本市の施策の一層の充実を図るためのものです。

2 主要な障害者関連法律の制定・改正の動き

(1) 「障害者総合支援法」の施行

平成25年4月に施行され、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

(2) 地域生活支援事業の追加

平成25年5月の要綱改正により①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③成年後見制度 法人後見支援事業 ④手話奉仕員養成研修事業が追加されました。

(3) 障害福祉計画策定にかかる基本指針の見直し

平成26年5月の国の障害福祉計画策定にかかる基本指針の見直しにより、①P D C Aサイクルの導入 ②成果指標の見直し ③その他、障害児支援体制の整備（新規）・計画相談の充実・研修の充実等の改定を踏まえて策定することになります。

(4) 「障害者虐待防止法」が成立

平成23年6月制定、翌年10月施行で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に虐待防止等の責務、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務が課されています。

(5) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として平成25年6月に制定、障害のある人の要望等に応じて、行政機関は日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮が義務付けられました。（施行は平成28年4月1日）

3 計画の対象

身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）、難病等、その他の心身の機能の障害がある者で継続的に日常生活等で制限を受ける状態にあるものです。

4 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ：障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市障害福祉計画であって、国の定める基本指針に即することが規定されています。

5 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

6 計画の策定体制

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会（学識経験者、障害者児団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者など）において審議を行いました。

(2) 福祉に関するアンケート調査

①調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、または難病者（児）等見舞金対象者を無作為に抽出

- ②調査方法：配布・回収共に郵送による
- ③調査期間：平成26年8月7日～31日
- ④配布・回収状況：配布数2,464件 有効回収数1,276件 有効回収率51.8%
- (3) 障害者団体に対するヒアリング：福祉サービスの利用やニーズ等の把握（8団体）
- (4) パブリックコメントの実施：平成27年2月2日から3月4日まで

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

- ①身体障害者手帳所持者数の推移：手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在9,050人で、18歳以上は年々増加し8,850人となっています。
- ②障害の程度別身体障害者手帳所持者数：1・2級の重度の人が平成26年4月1日現在3,817人で、年々増加しており、手帳所持者総数に占める率は42.2%です。
- ③障害の種類別身体障害者手帳所持者数の構成：平成26年4月1日現在の構成をみると、「肢体不自由」が60.5%、「内部障害」が25.3%、「聴覚・平衡機能障害」が7.5%、「視覚障害」が5.8%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が0.9%となっています。
- ④身体障害者手帳所持者の対人口割合：手帳所持者の総人口に対する割合の推移は、年々増加しており、平成21年度の4.17%が、平成26年度には4.51%となっています。

(2) 知的障害のある人の状況

- ①療育手帳所持者数の推移：手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在1,561人となり、年間50人程度の増加となっています。18歳未満の児童も年々増加し、平成26年度では466人、18歳以上も年々増加し、平成26年度では1,095人となっています。
- ②障害の程度別療育手帳所持者数：重度の人が平成26年4月1日現在738人で、増加傾向を示しています。また、療育手帳所持者総数に占める率は47.3%です。
- ③療育手帳所持者の対人口割合：手帳所持者の対人口割合の推移は、年々増加しており、平成21年度の0.63%が26年度には0.78%となっています。

(3) 精神障害のある人の状況

- ①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移：手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在1,256人で、年間70人程度の増加となっています。
- ②障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数：重度の人が平成26年4月1日現在168人で、手帳保持者の13.4%となっています。
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合：手帳所持者の対人口割合の推移は、年々増加しており、平成21年度の0.41%が26年度には0.63%となっています。

2 障害のある人の生活の様子と課題

(1) アンケート調査の結果概要

- ①同居家族：身体障害者は「配偶者」、知的障害者と精神障害者は「父母・祖父母・兄弟」が最も高い割合となっています。一方、「一人暮らし」の割合は精神障害者が27.0%と高くなっています。
- ②日常生活動作：身体障害者の「外出」について「一部介助が必要」が20.1%、「全部介助が必要」が18.2%と最も高く、知的障害者の「一部介助が必要」では「家族以外の人との意思疎通」が42.7%、「全部介助が必要」では「お金の管理」が42.7%と最も高く、精神障害者の「一部介助が必要」では「外出」が23.8%、「全部介助が必要」では「お金の管理」が21.3%と最も高くなっています。
- ③地域で生活するために必要な支援：「経済的な負担の軽減」が51.3%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が45.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が45.1%となっています。
- ④就労支援として必要なこと：無回答を除くと「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が34.3%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が23.9%となっています。「職場の上司や同僚に障害の理解があること」は、障害別でみると知的障害者が57.3%と高い割合となっています。
- ⑤災事や地震等の災害時に一人で避難できるか：「(一人で避難) できない」は、知的障害者が45.8%と最も高くなっています。「(近所に助けてくれる人が) いない」では、知的障害者が45.0%と最も高くなっています。

⑥差別や嫌な思いをした経験の有無と経験した場所：「(経験が) ある」では、知的障害者が38.9%で最も高く、「少しある」を合わせると69.4%となっており、7割近くの方が経験されています。経験をした場所では、身体障害者と知的障害者は「外出先」が、精神障害者では「学校・仕事場」が最も高くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な視点

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

手帳所持者、発達障害・高次脳機能障害者、難病患者及び障害児が、身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となり、府の適切な支援等を通じてサービスの充実に努めます。

(3) 地域生活移行の推進と就労支援の強化

地域生活移行や地域生活継続支援、就労支援の課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

2 平成29年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(3) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することが国の指針で示されました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

(5) 就労移行支援事業の利用者数

(6) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均

第4章 事業計画

1 障害福祉サービスの利用見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護 ④重度障害者等包括支援 ⑤同行援護

【訪問系サービスの確保策】

○同行援護は平成23年10月開始のサービスで、視覚障害により移動が困難な障害者に必要な情報の提供や外出時の移動援護などを行います。サービス提供事業所は市内に49か所ありますが、見込量をかなり下回った状況です。ヒアリング等において課題や要望が多く出されており、市として実態を把握し制度周知やサービスの充実に向け取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型）
⑤就労継続支援（B型） ⑥短期入所 ⑦療養介護

【日中活動系サービスの確保策】

○生活介護は、市独自事業として、平成26年度途中から医療的ケアが必要な人の受け入れができるように看護師を配置する事業を、2事業所に委託して実施していきます。引き続き事業を継続します。

○短期入所は、市内の事業所が増えない中、ヒアリング等で課題や要望が多いサービスです。地域生活支援拠点整備検討のなかで、併せて検討が必要となります。

○就労移行支援及び就労継続支援は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「物品調達方針」を策定し、取り組んでいるところです。障害者の就労機会の増大や工賃額の増額に結びつくように、積極的に物品等の調達を進めています。

(3) 居住系サービス

①グループホーム ②施設入所支援

【居住系サービスの確保策】

○グループホームは、潜在的な待機者も多く不足状態となっています。開設に当たって様々な規制があり、あまり増えていないのが実状です。実態等を把握し事業所の支援に努めます。

(4) 児童に関する支援サービス

- ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援
- ⑤障害児相談支援

(5) 相談支援

- ①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援

【相談支援の確保策】

○計画相談支援事業は、事業所の数は増えていますが、新規申請者も増加しており相談支援専門員の負担が大きくなっています。平成24年度から3年間で支給決定者全てに計画をという国の計画ですが、相談支援専門員の人数が少ないうえに技術や経験も少なく、達成率6割と事業が順調に進んでいるとは言えません。事業所や相談員の充実のため、事業所の開拓や相談支援専門員への支援を行っていくように努めています。

2 地域生活支援事業の利用見込量と確保策

(1) 必須事業

- ①相談支援事業等 ②意思疎通支援事業等 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター機能強化事業

(2) 任意事業

- ①日中一時支援事業 ②タイムケア事業 ③訪問入浴サービス事業 ④社会参加促進事業

【地域生活支援事業の確保策】

○移動支援は増加傾向にあるもののヒアリングでは、利用に当たっての制約が多く使いづらいとの意見が出ています。今後、制度の検証を行い改善に向けて努めています。

○手話奉仕員養成研修は、平成26年度から平日昼間に活動できる人材を確保するため、入門課程の午前コースを新設し定員数を増やしています。定員数の確保に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画の施策展開を効果的・効率的な推進のため、上位・関連計画、今後策定の計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開と関係機関等の連絡調整等を行います。

(2) 国、大阪府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市単独で対応できないものもあり、国・府の事業や施設利用が必要なもの、近隣自治体との協働により効果的な事業展開を図ることができるものは、関係機関との連携、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(3) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくには、今後益々増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保に努力するとともに、国・府に対し財政的支援について要望します。

(5) 制度の周知・啓発

障害福祉制度や障害福祉サービス等は、その内容を正しく理解する必要があり、本計画の内容や制度、サービスについての周知・啓発は不可欠です。利用者本人だけなく、ご家族や支援者等に対し、あらゆる機会や媒体を通じた継続的な周知・啓発を進めます。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

本計画の点検・評価は、国や府の基本指針等に即し、毎年度、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づき計画の見直しを実施します。「成果目標」は年1回、「活動指標」は年2回、障害者施策推進協議会等にて行う予定です。